

新市廃第327号
令和6年5月20日

各自治会長 殿

新居浜市環境美化推進協議会
会長 坂上公三

第38回市民一斉清掃について（お願い）

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より環境美化の推進につきまして、多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

第38回市民一斉清掃を別紙実施要領のとおり、7月28日（日）に実施の予定で準備を進めております。（雨天の場合は8月4日（日）に延期）

つきましては、「第38回市民一斉清掃 参加計画書」をご提出いただくようお願いいたします。

なお、一斉清掃当日以外で清掃活動をされる場合は、施設に無料でごみを搬入することが可能ですので、そちらもご検討ください。

※すでに減免決定通知書を受領されている自治会は、上記搬入に当たり、再度減免申請書を提出する必要はございません。

- 1 提出書類 第38回市民一斉清掃参加計画書
- 2 提出期限 令和6年6月7日（金）
※準備の都合上、締切厳守をお願いいたします。
- 3 提出先 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市役所 廃棄物対策課（市役所2階）
TEL：65-1252 FAX：65-1255
- 4 提出方法 窓口、郵送またはFAX

※ご不明な点等ございましたら、事務局（廃棄物対策課）まで、お問い合わせください。

第38回市民一斉清掃 参加計画書

(宛先) 新居浜市環境美化推進協議会会長

自治会名 _____ 自治会 (_____ 校区)

会長名 _____

住 所 _____

連絡先(担当者名) 電話 _____ (_____)

※当日連絡がとれる連絡先を記入してください。

第38回市民一斉清掃の参加計画書を提出します。

参加予定人数	小学生	_____	人	※お子様の参加についても、ご配慮ください。
	中学生	_____	人	
	高校生	_____	人	
	一 般	_____	人	
	合 計	_____	人	
ごみ袋配布希望場所 1又は2のどちらかに○を付けてください。	1 公民館・交流センター(6月21日(金)までに各校区公民館・交流センターへお届け) 2 廃棄物対策課(6月20日(木)以降に廃棄物対策課窓口での受け取り)			
ごみ袋必要枚数	燃やすごみ	_____	枚	(10枚単位で記入してください。) ごみ袋の数に限りがありますので、必要最低限の枚数を記入してください!
	びん又は缶	_____	枚	
	不燃ごみ	_____	枚	
	合 計	_____	枚	
清掃場所				
運搬車両 1又は2のどちらかに○を付けてください。 ※協力団体(建設業協同組合・清掃業連絡協議会・産業資源循環協会・あかがね環境事業協同組合)から配車していただきますので、台数に限りがあります。できる限り自己手配をお願いします。 ※配車希望された場合、トラックへのごみの積み込みが完了するまでお手伝いを必ずお願いします!	1 自治会自己手配 軽トラック _____ 台 2tトラック _____ 台 手配業者 (建設業者等のトラックを自己手配される場合は、業者名を記入してください。) 業者名 _____		2 配車希望あり 軽トラック _____ 台 2tトラック _____ 台 配車希望時間 (7:15~8:30までの間で希望する時間を記入してください。) _____ 時 _____ 分 配車希望場所 (必ず、地図を添付してください。) _____ ※配車時間が決まりましたら、7月24日(水)までに自治会担当者へお知らせします。	
	※建設業組合での配車調整の際に必要となりますので記入についてご協力をお願いします。 ※トラックの自己手配について、市からの助成等はありません。			

提出期日 令和6年6月7日(金)

提出先 新居浜市一宮町一丁目5番1号
 環境美化推進協議会事務局(市役所2階 廃棄物対策課) 担当: 山内
 TEL: 65-1252 FAX: 65-1255
 E-mail: gomi@city.niihama.lg.jp

第38回市民一斉清掃 参加計画書

(宛先) 新居浜市環境美化推進協議会会長

自治会名 ○○○○○自治会 (○○○校区)
会長名 新居浜 太郎
住所 新居浜市一宮町1丁目○番○号
連絡先(担当者名) 電話090-××××-×××× (新居浜太郎)
※当日連絡がとれる連絡先を記入してください。

第38回市民一斉清掃の参加計画書を提出します。

Table with 4 main rows: 参加予定人数 (小学生15人, 中学生10人, 高校生5人, 一般20人, 合計50人); ごみ袋配布希望場所 (1 公民館・交流センター, 2 廃棄物対策課); ごみ袋必要枚数 (燃やすごみ50枚, びん又は缶50枚, 不燃ごみ20枚, 合計120枚); 清掃場所 (自治会道路, ○○川, △△公園); 運搬車両 (1 自治会自己手配, 2 配車希望あり).

提出期日 令和6年6月7日(金)

提出先 新居浜市一宮町一丁目5番1号
環境美化推進協議会事務局(市役所2階 廃棄物対策課) 担当: 山内
TEL: 65-1252 FAX: 65-1255
E-mail: gomi@city.niihama.lg.jp

第38回市民一斉清掃 実施要領（自治会用）

主 旨	「きれいなまち新居浜をみんなで作る条例」が平成14年4月1日に施行し、市・市民・事業者が一体となった「清潔で美しいまちづくり」を推進するため、「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」を合言葉に「市民一斉清掃」を実施します。
実 施 日 時	<p>○令和6年7月28日（日）午前6時から（作業時間は1時間以内） 小雨決行としますが、雨天中止の場合は、8月4日（日）に延期します。</p> <p>○開始時間は、自治会や団体・事業所によって決めていただいて構いません。</p> <p>○のろしによる実施の合図や結団式はありません。</p> <p>○雨天中止の場合は、防災無線で午前6時にお知らせします。 不明の場合は、午前6時以降に事務局（市役所廃棄物対策課 TEL：65-1252）へお問い合わせください。市ホームページの「重要なお知らせ」において、午前6時頃にお知らせします。</p>
新型コロナウイルス感染症対策	○昨年度より、新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行となりましたが、清掃活動前と後の手洗いや、活動中の過度な密集、密接を避けるなど、基本的な感染対策にご協力ください。
清 掃 場 所	河川、海岸、道路、公園、広場など公共の場所
清掃センターへの搬入	<p>◎搬入時間は、午前7時から午前11時までです。</p> <p>※例年、搬入できないごみを出している地区が多くあります。 土砂、剪定くず、家庭ごみ、事業所のごみなどは搬入できません！</p> <p>○<u>燃やすごみ（ピンク色の文字のごみ袋）</u> ⇒紙くず、プラスチック製品、ペットボトル雑草（土をよく取り除いてください。）</p> <p>○<u>びん又は缶（オレンジ色の文字のごみ袋）</u> ⇒飲食用のびん及びびん（カセットボンベ、スプレー缶含む） ※びんと缶は混ぜないで、別々に入れてください。</p> <p>○<u>不燃ごみ（水色の文字のごみ袋）</u> ⇒燃やすごみ、飲食用びん・缶以外の散乱ごみ （小型家電製品、金属製品、陶器、ガラス類、ライター、割れたびんなど）</p>
参加計画書の提出	<p>6月7日（金）までに、事務局に提出してください。運搬車両は、協力団体より配車していただくので台数に限りがあります。</p> <p>できるだけ各自治会や団体・事業所で確保してください。</p> <p>※配車希望された場合、トラックへのごみの積み込みが完了するまでお手伝いを必ずお願いします！</p>
ごみ袋の配布	<p>市役所2階 廃棄物対策課窓口で、6月20日（木）からお渡しできます。</p> <p>各自治会には6月21日（金）までに、各公民館・交流センターへお届けします。</p> <p>一斉清掃当日、午前6時から午前7時15分の間、市役所北側正面玄関前で配布します。</p> <p>※このごみ袋は、ボランティア専用のため定期収集には出せません。</p>

注 意 事 項	<p>○清掃にあたっては、危険が無い「安全な場所」のみとし、怪我など事故が無いよう十分な配慮をお願いします。暑い時期のため長時間の作業は避け、熱中症に気をつけてください。</p> <p>○雨天中止により、8月4日（日）に延期した場合に、清掃に参加できない自治会や団体・事業所については、配車の都合があるため、市役所廃棄物対策課までご連絡ください。</p>
---------	---

新居浜市環境美化推進協議会事務局

新居浜市役所廃棄物対策課 TEL：65-1252

わたしたちのまちはわたしたちの手で美しく

第38回

市民一斉清掃

日時

令和6年

7月28日

(日曜日)

午前6時から

少雨
決行

(雨天の場合は、8月4日(日)に延期)

場所

お近くの道路・公園・河川・海岸など

にはま3Rネットワーク

本市の3R等に関する情報等を配信しています。是非ご登録ください。

Hello! NEW LINE Twitter



新居浜市環境美化推進協議会

お問い合わせ

事務局 (新居浜市役所廃棄物対策課)

☎ 65-1252

第15号様式（第14条関係）

年 月 日

(宛先)新居浜市長

自治会名 ○○自治会
住 所 新居浜市一宮町一丁目5番1号
申請者
氏 名 新居浜 太郎

一般廃棄物処理手数料減免申請書

次の理由により、一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けたいので、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第14条の規定により申請します。

減額又は免除申請の理由 自治会の活動に伴って生じた廃棄物であるため
減額又は免除を受けようとする一般廃棄物の種類及び手数料 自治会の活動に伴って生じた廃棄物

※これから下の欄は記入しないでください。

決 定 伺

次のとおり決定してよろしいか。		
当 初 の 手 数 料	減額又は免除後の手数料	差 引
円	円	円
決定の要旨		
起 案 第 号	決 裁	決 定 年 月 日
年 月 日		年 月 日

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 自治会名（団体名） ○○自治会
会長（団体長）住所 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
会長（団体長）氏名 新居浜 太郎

当自治会（団体）は、一般廃棄物処理手数料減免申請に当たり、次の点を
確約します。

- 1 会員が自ら、自治会（団体）活動から出た廃棄物のみ施設に搬入し、家
庭ごみや事業ごみは混入させません。
- 2 市の施設で処理できない廃棄物が混入していたときは、持ち帰ります。
- 3 家庭ごみの定期収集に準じて、可能な範囲で分別して搬入します。
- 4 搬入に当たっては、施設職員の指示に従います。

○年 ○月 ○日

○○自治会（団体）長 様

新居浜市長 石川 勝行 印

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

○年○月○日付けで申請のあった件、次に掲げる条件を付して免除を決定したので、通知します。

施設に搬入する際は、この通知書を施設に提示してください。

- 1 会員が自ら、自治会（団体）活動から出た廃棄物のみ施設に搬入し、家庭ごみや事業ごみは混入させないこと。
- 2 市の施設で処理できない廃棄物が混入していたときは、持ち帰ること。
- 3 家庭ごみの定期収集に準じて、可能な範囲で分別して搬入すること。
- 4 搬入に当たっては、施設職員の指示に従うこと。

※この条件が遵守されない場合は、免除決定を取り消すことがあります。

また、減免制度の改変に伴い、有効期間を終了させることがあります。

決定の有効期間 _____ ○年 ○月 ○日 ~ _____ ○年 ○月 ○日